

各 位

平成 30 年 3 月 30 日

会 社 名 株式会社コロワイド
代表者名 代表取締役社長 野尻公平
(コード番号 7616 東証第一部)
問合せ先 取 締 役 瀬尾秀和
(連絡先電話番号：045-274-5970)

連結子会社間における孫会社の株式および商標権の異動に関するお知らせ

当社の連結子会社であるカップ・クリエイト株式会社（本社所在地：横浜市、代表者：代表取締役専務 澄川 浩太）におきまして、添付資料のとおり「連結子会社の株式及び商標権の譲渡並びに特別利益の発生に関するお知らせ」を本日発表いたしましたので、お知らせいたします。

尚、当社の平成 30 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては、当社の連結内での異動であるため、連結業績への影響はありません。
今後公表すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上



平成 30 年 3 月 30 日

各 位

会 社 名 カ ッ パ ・ ク リ エ イ ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 澄 川 浩 太
(コード番号 7421 東証1部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 兼 経 理 部 長 小 林 元 樹
(T E L 045-224-7095)

連結子会社の株式及び商標権の譲渡並びに 特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 3 月 30 日開催の取締役会において、当社連結子会社であるカップ・クリエイト코리아株式会社（以下「カップ・クリエイト코리아」）に関し、当社が保有する全株式及び韓国における商標権を株式会社レイズインターナショナル（以下「レイズインターナショナル」）に譲渡すること（以下「本件譲渡」）を決議いたしました。

また、本件譲渡に伴い、特別利益を計上する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 譲渡の理由

当社は、本件譲渡によって経営資源を国内回転寿司事業に集中すると共に、本件譲渡によって得られる資金を新規出店や改装、新たな戦略的な投資へ投下することで、業績の回復及び一層の成長を図ることを目的としております。

加えて、当社の親会社グループであるコロワイドグループにおいては、海外戦略部門をレイズインターナショナルに集約を図ることが可能となります。

2. 株式譲渡について

(1) 異動する子会社の概要

① 名 称	カップ・クリエイト코리아株式会社	
② 所 在 地	釜山広域市蓮堤区蓮山洞590-5 3階	
③ 代表者の役職・氏名	代表理事 北森 浩二	
④ 事 業 内 容	飲食店の営業、食品の加工及び販売	
⑤ 資 本 金	100億韓国ウォン	
⑥ 設 立 年 月 日	平成21年4月13日	
⑦ 大株主及び持株比率	カップ・クリエイト株式会社 80%	
⑧ 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は、該当会社の発行済み株式総数の80%を所有しております。
	人的関係	当社の取締役及び監査役が、当該会社の取締役及び監査役をそれぞれ兼任しております。
	取引関係	当社から当該会社に資金貸付を実行しております。

⑨ 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
純 資 産	△2,024百万円	△468百万円	650百万円
総 資 産	8,503百万円	7,711百万円	7,771百万円
1株当たり純資産	△1,012.27円	△234.03円	325.42円
売 上 高	12,753百万円	14,872百万円	15,429百万円
営 業 利 益	663百万円	1,744百万円	1,390百万円
経 常 利 益	326百万円	1,603百万円	1,153百万円
当 期 純 利 益	329百万円	1,556百万円	1,118百万円
1株当たり当期純利益	163.03円	801.52円	576.64円

(2) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

① 異動前の所有株式数	1,600,000株 (議決権の数：1,600,000個) (議決権所有割合：80%)
② 譲 渡 株 式 数	1,600,000株 (議決権の数：1,600,000個)
③ 譲 渡 価 額	730百万円
④ 異動後の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)

(3) 日程

① 取締役会決議日	平成30年3月30日
② 契約締結日	平成30年3月30日
③ 株式譲渡実行日	平成30年3月30日

3. 商標権の譲渡について

(1) 商標名 「かっぱ寿司」 他5件

(2) 対象地域 韓国

(3) 譲渡価額 770百万円

(4) 日程

① 取締役会決議日	平成30年3月30日
② 契約締結日	平成30年3月30日
③ 商標権譲渡実行日	平成30年3月30日

4. 譲渡の相手先の概要

(1)名 称	株式会社レイズインターナショナル	
(2)所 在 地	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 ランドマーク7-12階	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 根本 寿一	
(4)事 業 内 容	飲食店の経営、フランチャイズチェーン加盟店の募集及び加盟店の経営指導	
(5)資 本 金	1億円（平成30年3月30日現在）	
(6)設 立 年 月 日	昭和62年6月27日	
(7)純 資 産	17,387百万円（平成29年3月期）	
(8)総 資 産	53,734百万円（平成29年3月期）	
(9)大株主及び持株比率	株式会社レックス 93.35%	
(10)上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	当社の監査役が、該当会社の監査役を兼任しております。
	取 引 関 係	該当会社の子会社より酒類等の仕入を行っております。
	関連当事者への該当状況	該当会社は当社と同一の親会社をもつ関連当事者です。

5. 特別利益の計上

本件譲渡に伴い、平成30年3月期決算において、連結で約755百万円、単体で730百万円を関係会社株式売却益、連結で770百万円、単体で770百万円を固定資産売却益として特別利益に計上する見込みです。

6. 今後の見通し

平成30年3月期の業績予想については、現時点では変更ありませんが、今後修正が必要となった場合には速やかに公表いたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件譲渡は、当社の親会社である株式会社コロワイド（以下「コロワイド」）の連結子会社であるレイズインターナショナルとの取引であり、当社にとって支配株主との取引等に該当いたします。当社が、平成30年3月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書には、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「支配株主との取引等のうち重要性が高いものについては、取締役会にて取引内容を審議し、実行可否を判断しており、会社および少数株主の利益を害する取引がないことを検証しております。」と定めております。本件譲渡に関しては、以下に記載のとおり必要な措置を講じており、上記方針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件譲渡におけるカップ・クリエイトコリアの企業価値及び譲渡価額の公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「本算定機関」）に株式及び商標権の価値の算定を依頼し、各々価値算定書を取得しております。

株式の譲渡価額は、カップ・クリエイトコリアの事業計画における収支見込をベースに、将来生み出すことが可能なフリーキャッシュフローの現在価値を用いたDCF法を採用し、本算定機関が算定したDCF法によるカップ・クリエイトコリアの株主価値評価額に当社所有割合を乗じた評価額の範囲内（5,360百万韓国ウォン～7,335百万韓国ウォン）で、レインズインターナショナルとの協議により決定しております。

商標権の譲渡価額は、カップ・クリエイトコリアの事業計画における収支見込をベースに、レインズインターナショナルが将来得るであろうロイヤリティ収入の現在価値を用いたDCF法を採用し、本算定機関が算定したDCF法による商標権の評価額の範囲内（6,698百万韓国ウォン～7,715百万韓国ウォン）で、レインズインターナショナルとの協議により決定しております。

当社は、利益相反のおそれを回避するための措置として、当社の監査役のうち、レインズインターナショナルの監査役を兼任する宇田猛氏は、本件譲渡に関する審議には参加しておりません。

なお、本件決議に参加した取締役の全員一致で、本件譲渡に関する承認を得ております。また、宇田猛氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本件譲渡は、支配株主との取引等に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の社外取締役であり、独立役員である徳江義典氏、才門麻子氏、及び当社の社外監査役であり、独立役員である金森浩之氏に対して、本件譲渡が少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をし、この点について意見書を提出することを依頼しました。

意見書の概要

- ①本件取引により得る資金を新規出店や店舗改装、新規事業への投資などに充てることにより、業績の向上を図る目的として本件譲渡が行われることから取引目的は妥当である。
- ②本件取引は、国内や現地（韓国）の弁護士法人や税理士法人と手続きの適法性や会計上の影響額等について随時相談及び協議を行っており、また、譲渡価額の算定にあたり独立した第三者算定機関に依頼し、評価を受けていること等から、本件取引に係る意思決定過程の手続きは公正であると考えられる。
- ③本件取引は独立した第三者機関による算定額の範囲内で決定されており、その価格は公正である。
- ④当社の有する経営資源を国内事業に集中し、業績の向上を図ることを目的としており、当社の企業価値の向上に寄与する。

上記「意見書の概要」に記載のとおり、本件譲渡の目的、交渉過程等の手続き、本件譲渡価額の公正性、当社の企業価値向上等の観点から総合的に検討を行った結果、本件譲渡を実施する旨の当社取締役会における決定は、当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を平成30年3月29日付で入手しております。

以上